岩手県長寿社会健康と福祉のまつり

【愛称:いわてねんりんピック】

実施 要綱

1 目 的

高齢者を中心とする県民の健康の保持増進と生きがいの高揚を図るため、岩手県長寿社会健康と福祉のまつり (以下「まつり」という)を実施し、活力とうるおいに満ちた長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主 催

岩手県

公益財団法人いきいき岩手支援財団

一般財団法人岩手県老人クラブ連合会

3 後 援

後援については、各事業実施要項策定の都度、各関係機関及び報道機関等に要請する。

4 役 員

まつり事業を実施するにあたり、岩手県長寿社会健康と福祉のまつり実行委員会を置き、役員及び委員については次のとおりとする。

- (1) 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、(公財)いきいき岩手支援財団理事長及び(一財)岩手県老人クラブ連合会会長をもって充てる。
- (3) 参与及び委員は、会長が委嘱する。
- 5 企画運営

具体的なまつりの企画運営は、公益財団法人いきいき岩手支援財団が他の主催者と協議の上行う。

- 6 事業内容
 - (1) まつりの事業は、岩手県民長寿文化祭(文化関連イベント)及び岩手県民長寿スポーツ祭(スポーツ関連イベント)により構成し、開催種目については別に定める。
 - (2) 各種目等の選定にあたっては、全国健康福祉祭の開催種目を参考とし、主催団体が協議して決定する。
 - (3) 種目の選定及び実施にあたっては、高齢者の世代間交流等を推進する事業についても、可能な限り実施するものとする。
- 7 実施要項

まつりを構成する各事業の実施要項は別に定める。

8 参加対象者

まつりの主たる参加者は、原則として県内在住の60歳以上の者とする。 ただし、世代間交流等を目的として実施するものについては、この限りではない。

- 9 参加費
 - (1) 参加費は、原則として無料とする。

ただし、会場までの交通費、宿泊、昼食等は参加者が負担するものとする。

(2) 参加者負担を求める競技等については、別に定める。

10 表 彰

- (1) 各種目又は各部門の上位入賞者及び最高齢の男女各1名を表彰する。
- (2) その他の賞については、別に定める。
- 11 その他

その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。